

Title	英国所得税法改革に関する新研究 (上)
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1921
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.15, No.3 (1921. 3) ,p.349(39)- 370(60)
JaLC DOI	10.14991/001.19210301-0039
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19210301-0039

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

論、彼れの抱懐せる良國市民の理想的生活は貨幣營利の生活と一致せざるものなるを思はゞ、彼れの意見は消費を目的とする營利に對することを問はず、一切の微利貸借を排するに存したるものと稱せざるを得ず。利子が當時早くsmall即ち「所産」の名を得たるは時人が貨幣を以て頗る生産的なるものと觀たるの證左なり。アリストオテリーズに従へば、貨幣が貨幣を生むは奇怪事なり、而も彼れは此の奇怪事が現實生活上に常住不斷生起しつゝあることを認めて、貨殖の術が次第に本然の形態を離れつゝあるを遺憾とせるなり。彼れは自然經濟より貨幣經濟に移るの道程を以て自然なるものと認めながら、是れに由りて發生し來る過度の營利的精神を不自然のものとして排斥せんとせるなり。斯くの如きは蓋し個人的自主的傾向の發生に由る政治的社會的廢頽に反抗して、合理的基礎の上に既に動搖を來しつゝありし團體的生活の理想を建設せんことを企圖せる者の當然行はざるを得ざりし所なり。然も吾人は此の間に於て透徹、彼れの如き頭腦すら現實と理想との間に架橋せんとして、謂ゆる「自然」なる文字の用法に關し、一種の混亂に陥りつゝあるを認めざるを得ざるなり。

(一九二一年二月七日)

英國所得稅法改革に關する新研究 (上)

堀江 歸 一

所得稅の地位

英國の所得稅は他の諸國に於ける同種の租稅に比較して、餘程異つた地位を占めて居るし、又租稅としての働きに於て、大に趣きの違つた跡がある。同稅は世人の知る如く千七百九十八年財政上の必要の急迫した場合に、始めて賦課されたものであるが、何分世間の非難攻撃が劇しい爲めに、千八百十六年平和克復と同時に廢止された。千八百四十二年サー、ロバート、ピールが關稅引下に伴う國庫の歳入減損を填補する爲めに、所得稅を再興する場合にも、社會の一部に其必要を認める者があつたと共に、他の一部には熱烈な反對論の依然たるものがあり、ピールも漸く實施の年限を付し、年限到來の際には、必ず廢止すると云ふ條件の下に、之を再課するを得た。蓋しピールが年限付所得稅の再課に甘んじたのは、斯うしなれば

世間の反對を鎮壓するを得ないのと、年限の満了を待つて居たならば、自然海關稅の收入が増加して、所得稅を繼續する必要が消滅すると考へたからであつた。然し斯るピールの廢稅に關する希望は事實に於て裏切られて、容易に期限通りに所得稅を廢止することが出來なかつた。ピールの後繼者であるグラッドストーンの藏相在職中も亦同様であつて、始めは七年の期限で、千八百六十年に廢止する豫定であつたが、其半途にクライミア戰爭が起り、所得稅を戰時財政の用に供する爲め、千八百五十五年以來稅率に急劇の増加を施し、戰後再三の減率を加へたけれども、遂に廢止論は實行されずして、永久の租稅と爲るに至つた。

然しながら所得稅法の來歴が何分にも以上の如くであるから、政府の方で之を永久の財源とすることに就ては、民間にも反對論があり、政府に於ても之に躊躇する情實なきを得ない。其處で實際政策上の問題に就て、常に妥協的意見を示すことを以つて、能事とした「ジェー、エス、ミル」の如き所得稅の缺點を擧げ、殊に所得隱匿の爲めに、負擔の不公平と爲ることを述べ、結局所得稅は國家非常の事變に際會した時の臨時財源として、將來に留保するのが至當であつて、斯る場合に、大なる増收

を要する事情は總ての非難を凌駕すると云ふ旨を論じた。英國で千八百七十四年並に同七十五年財政に餘裕の出來たのに乘じて、所得稅額が所得一磅に對して、二片と云ふ記録的最低點に引下げられたことの如き、要するにミルの主張が實現されたものと見られ可きである。然しながら是れは一時の出來事であつて、爾來所得稅額は次第に引上げられる一方に、所得稅も歲入制度の樞軸と爲り、殊に千九百七年には財産所得と勤勞所得との間に於ける差別的課稅の制度が成立し、續いて千九百十年には超過所得稅の形態で、金額の大なる所得に特別の課稅を爲し、一種の累進稅法を實行することゝ爲つた。斯く種々の點に於て、所得稅法が複雑と爲つたからには、簡單に稅額に幾片かの増加を施して、之に對する増收を事變に於ける財政上の用に供することは、至難の業である。一般に解釋されて居つたのであつて、ロイド、ジョージ氏の如き、此種の意見を言明したことがある。然るに一旦歐洲戰爭が始まつて、財政に壓迫を加へる時が來ると、英吉利は既に稅率の相當に重く爲つて居つた所得稅に異常の増率を施して、非常事變に處する財源たるの用を致させたのである。如何に英國の戰時財政に於て、所得稅が非常事變の財源と

して、大なる働きを爲したかは、左の一表に依つて、之を知るを得るであらう。(單位一
百萬磅)

	(一) 所得稅收入	(二) 租稅收入	(三) 一の二に對する割合	(四) 歳入	(五) 一の四に對する割合
一九二四年	四七	一六三	二八、八	二〇二	一三、二
一九一五年	六九	一八九	三六、五	六三三	一〇、九
一九一六年	一二八	二九〇	四四、一	一、五〇一	八、五
一九一七年	二〇五	五一四	三九、八	二、一九九	九、三
一九一八年	二四〇	六一三	三九、一	二、六九一	八、八
一九一九	二九一	七八四	三七、一	二、五七一	一一、三

所得稅の收入は戰前即ち千九百十三年に於ては、四千五百九十五萬磅に過ぎなかつた。其れが戰爭中に三倍し、四倍して、遂に千九百十九年には六倍以上に達し、租稅收入の總額に於て、常に四割前後を上下し、歳入總額に於て一割を前後して居つたことは、此稅の膨脹性に富む事實を立證する資料であつた。然し所得稅の收入を斯く増加させるに就て、如何なる無理が行はれて居つたか、此事は吾人の宜しく顧みなければならぬ所である。即ち開戰の當時に於ては、所得稅の基本稅率は所得一磅に對して、一志三片であり、外に少額所得に對する一部控除と、生計最少必要額に對する課稅免除とが行はれると共に、高額所得に對しては超過稅が賦課さ

れた。然るに千九百十四年十一月の戰爭豫算に於ては、先づ基本稅率並に超過稅率に三分の一の増率を加へ、千九百十五年には之を倍加し、一方に生計最少必要額を百六十磅から百三十磅に引下げると共に、他の一方に相次で増率の行はれた結果、戰爭の終熄した際には、基本稅率は所得一磅に對して六志に上り、超過稅の稅率も亦最高四志六片に上つた次第であつて、今假に十五萬磅の所得を收める者があるとすれば、本稅四萬五千磅、超過稅三萬二千六百八十七磅十志、合計七萬七千六百八十七磅十志の稅を課せられるのであつて、稅率は五割一分七厘に當るのである。但し總ての所得に對して、右の如き重率に賦課される譯ではない、超過稅は所得稅三千磅以上を得る者に就て、其二千五百磅を超過する金額から賦課するのであつて、其以下の所得の者は一磅に對する六志の本稅を負擔するに止まるし、更に所得百三十磅以下の者は全然課稅を免除され、百三十磅以上二千五百磅以下の所得を收める者には、勤勞所得であれば、稅率は二志乃至五志三片を上下し、財產所得であれば三志乃至六志を上下し、超過所得に對する稅額も一志を起點とし、漸次累進するのであつて、四志六片と云ふ最高額は所得一萬磅に對して始めて課せられるの

であり、其外少額所得に對しては一部控除の規定があり、妻兒童其他の扶養者に就ても、或る寛典が認められ、一名に付き所得若干額を課税價格より控除するを得るのである。

然しながら何と云つても、所得一磅に對する六志の税額は苛重とせざるを得ない。或は之を存續して、所得税から三億磅に近い収入を得て行くことが出来たならば、戦後の財政を處理するに好都合であるのは勿論である、國富や國民所得に就て、特別の調査を公にするチオツヅ、マニール氏の説に據ると、千九百二十年に於ける英國の國民所得は三十億四千萬磅であるから、所得税超過所得税を含むの収入を三億八千萬磅とした所で、一割餘に過ぎない、さうすれば從來所得税を過重であるとした議論の誤まつて居つた如く、今日之を過重とする議論も亦誤まつて居ると云ふような樂觀論を鼓吹し、世人の注意を煥起しつゝあるやに見受けられる。果して斯の如くであれば、憂うる所ないが、實際所得税の免稅點が物價騰貴、生計膨脹の甚だしき際に百三十磅に引下げられて居ること、所得税と超過所得税とを合せて最高税率が五割以上に上つて、税率の高いと云ふ點に於て、記録を示して居る

ことゝの二點は遽に世人をして斯る樂觀的議論に與するを許さない、斯くて千九百十九年四月コルウキン卿を委員長とし、二十三名の専門家を委員とする委員會が組織され、所得税の賦課される範圍、税率、轉嫁、控除、免除其他行政上の諸問題を審査することゝ爲つた。而して此委員會は同年から翌三十年に掛けて、前後七冊のマイニエーツ、オヴ、エヴキデンスを發行し、續いて報告書を公にした。然し此委員會は種々の提案をしたが、必ずしも、現行法に根本的改正を施すことに躊躇した、詰り所得税法は一世紀以上も實行され、假令以缺點があるとしても、國民の方で其影響を回避する玉風を試みて居るから、比較的重大な缺點だけ除却し、同時に租税の負擔を全體の納税者階級に對して、公平にすることに勉めると述べた。(報告書第十四並に第十五項然らば委員會は上記二種の目的を達するに就て、如何なる提案をしたであらうか。

生計最少必要費問題

第一に此點に就て問題と爲つたのは、生計最少必要費として、課税を免除する金額を如何にす可きかと云ふことであつた。英國では以上の免稅點は百六十磅に

置かれて居つたが、戦時財政の急に驅られて、其百三十磅に引下げられたことは、前記の如くであつた。斯る引下げの結果として、収入に如何なる影響を及ぼすか、又以前の百六十磅よりも高くしたならば、如何なる成行を生ずるであらうか。左に之を表示する。(單位一千磅)

所得總額	控除せられ 可き金額	課税せられ 可き所得額	税金收入
一三〇—一六〇磅	三三九、五〇〇	三二四、七八〇	一、六八二
一六〇—二〇〇	一九一、〇〇〇	一六四、五八〇	三、〇三五
二〇〇—二五〇	一〇六、八〇〇	七七、八八〇	三、一六九
		二六、九二〇	

右の如くであるとすれば、所得税の免税點が百三十磅に引下げられた所で、之に依る増収は百六十八萬磅に過ぎなかつた。而して今回の委員會の請求に應じて、内國稅局で調査した所に據ると、所得税の徴收費は全體を平均して、七分であるが、二百五十磅以下の所得に對しては、七分五厘の徴收費を要することゝ爲つて居るのである。斯く考へて見れば、戦時から今日に至るまで引續いて免税點を百三十磅に引下げて居ることは、果して得策であつたかどうか、一個の疑問に屬する。是れは單に収入の點ばかりでなく、納稅者に對する衝突の點からも、判斷を下さなければならぬ所なのであるが、左ればと云つて、免税點を引上げて、収入を喪失すること

も、自ら考へざるを得ない。委員會に於ては、無論引上説が盛であつて、而して引上の標準としては、百五十磅、百六十磅、二百磅、二百五十磅と云ふような諸説があつた。是等諸説の理由とする所は、要するに第一從來の限度の法定されて以後、生活費の著しく膨脹したること、第二人間普通の要求に辛うじて應ずるに足る小額の所得には何等課税の餘地存せざること、第三現行の間接税は小額の所得を得る人々に向つて、彼等の國家に對して、負擔す可き所を負擔させて居ることの諸點に外ならなかつた。現に千九百十九年の労働黨年次大會に於ては、年額二百五十磅の所得を免税點とす可しと云ふ労働組合の主張を容れて、之を財政上の決議の一個條にし、又南ウエールス坑夫聯合大會は四百磅を以つて、免税點とす可きことを主張したるが如き、何れも如上の議論が委員會外に於て、醸成されつゝあることを示す一端に充て得るのである。而して右坑夫聯合會を代表して、下院議員チャールズ、エドワーズ氏が所得稅委員會に參考人として、喚問された際には、氏は二百五十磅説を主張し、左の如き七個條の理由を挙げた。

(二百六十磅から、百三十磅に免税點の引下げられた時代には、生活費は却つて昂

騰しつゝあつたこと、

(二)間接税は社會の如何なる方面に對するよりも、貧民に多くの壓迫を加へるのであるから、免稅點の低いのは、彼等に二重の負擔を及ぼすに至ること、

(三)免稅點の低い所得税を徵收すれば徵收費が収入と同額に達すること、

(四)父の死後、家計を擔任する子息に對して、控除を拒否するのは、不當であること、

(五)百三十鎊は一週間二鎊十志であつて、是れは戰前の二十五志と價值に於て、異ならぬこと、

(六)二百五十鎊は一週間四鎊十六志一片であつて、戰前の價格にすれば、二鎊八志一片に過ぎないこと、

(七)戰前の百六十鎊は今日一週三鎊以上にも當るのであるから、二百五十鎊の免稅點を要求するのは、決して失當でないこと、

斯く免稅點引上論は種々の理由から主張されて、頗る有力であるには相違ないが、他の一方に、之を非なりとする議論の相當に行はれたことも、亦注目に値する事實である。即ち引上反對論の重なるものは、小額所得の人に對する間接税の負擔

は結局輕減せられ可きものであるから、何も之を理由として、免稅點を引上げるに及ばないこと云ふこと、如何に小額の所得と雖も、所得税を負擔す可きものである、其れは必ずしも國庫に收入を與へると云ふ理由ではなく、寧ろ他の政治上の目的を達する理由に、基くものであると云ふことの二點に外ならなかつた。後者の理由で、政治上の目的として舉げられたのは、國費に對する直接の負擔から、一國に於ける選舉有權者の多數を除外するのは、當を得ないと云ふ意義であつて、恰も獨逸の財政學者ヘルドやコオンなどが生計最少必要費免稅に異議を唱へたのと、趣を一にすると思られる。(拙著財政學三一八頁以下參照思ふに戰爭中全國民が種々の形で、國家に對して、其れ／＼負擔を荷ひ、戰後の今日に於て、尙ほ其負擔を續けて已まないことが、斯る獨逸流の議論を英國に誘導する原因と爲つたのであらうと思はれる。

然しながら政府部内に於ても、既に物價騰貴並に生活費膨脹の現状から考へて、百六十鎊では國民生計の最小限度とするに足らないこと云ふ意見を發表した事實がある。現行國民保險法中健康保險は所得年額百六十鎊に足らざる人であれば、

労働者でなくても、保険に加入させることゝ爲つて居るのであるが、此點に就て、健康省は此頃左の如き覺書を發表した。

事情の變化に應じて、以前の狀況を維持するには、法律の改正は絶対に必要である。是れは健康保険の及ぶ範圍を擴張する爲めでなく、寧ろ其適用の人爲的に制限されることを防ぐ必要に基くのであつて、斯る必要に應ずるには、從來の制限たる百六十磅を餘程引上げなければならぬ。注意深き研究に據れば、之を二百五十磅にすることは、労働者以外の階級で、從來百六十磅以下の所得を得て居つた爲めに、保険法に加入させられた人を網羅する道であると考へらる。

既に健康省で斯う云ふ意見を發表して居るとすれば、此事が所得税法に於ける免税點を決定するに重大の關係を及ぼすのは、勿論であつて、若しも免税點が百三十磅に据置かれるゝか、百六十磅にまで引上げられるに過ぎないようなことがあつたならば、同一政府部内に於て、國民生活の標準點に就ての見方が全然違つて居ると云ふ非難を蒙らざるを得ないであらう。

然らば斯く異説の紛々たる間に於て、委員會は生計最少必要費問題に對して、如

何なる決定を與へたであらうか。私は其税法上に重大問題である故を以つて、特に報告書第二百四十二項から第二百四十七項に互る議論を引抄する。

免税點の適當なる限度に關して、種々の異説の起つたのは、主として眞實の納税力は何ものであるかと云ふ點に就て、解釋が一致しなかつた爲めである。納税力に就ては、(a)實際の最小所得即ち辛うじて衣食住の必要を充すに足りる所得とするものと、(b)以上の必要を充すばかりでなく、健康と能率とを保つに充分な所得とするものと、(c)保健的生存ばかりでなく、労働者階級と呼ばれて居る者の習慣として認められて居る快樂並に奢侈を充すに足りる所得とするものと、三様の解釋が行はれるのである。而して委員會の爲めに意見を述べた参考人の多數は戰前の免税點であつた百六十磅と現行の免税點である百三十磅とを比較し、百六十磅と云ふ金額は千九百十四年當時の狀況に照して、餘程の注意を以て計算されたものであるとし、一方に同年以來物價に騰貴を惹起した事情に着目して、二百五十磅の新制限を以つてして、寧ろ寛大の要求であるとするのである。然しながら委員會の意見を以つてすると、是等の参考人は百六十磅の制

限の定められた當時の事情や、其後に起つた國情の變化を充分に考へず、又妻子や扶養者に對する寛典をも認めて居らないような趣がある。

本來百六十磅と云ふ戰前の免除點は科學的方法で攻究されたものでなく、寧ろ此免除點の採用された千八百九十四年當時の財政上並に政治上の諸關係に基いたのであつて、其諸關係の一つは當時歳入を或る程度まで減じ得ることであつた。事實を云へば、此國に於て、免除點は生活の最小限度を考量して定められたことは全然なく、千九百十四年に於ても、財政上の事情が之を許したならば、免除點は百六十磅でなく、二百磅にも、或は三百磅にも置かれたかも知れない。殊に千八百九十四年百六十磅の免除點が法定された際には、此免除點は從屬者を有せざる個人に適用されるばかりでなく、如何なる大家族を扶養する者にも適用されたのである。随つて今日從屬者の數に依つて免除額の異なる場合は適用上の關係に大なる相違を見るものとしなければならぬ。

委員會は種々の證言を基礎として、免除點は獨身者と既婚者との間に適當の區別を設けるのを必要とする結論に到達した。換言すれば現行法に於ける有

妻者に對する寛典と免除點とを結び付け、獨身者に對する免除點を或る金額としたならば、既婚者で兒女のない者の免除點は幾分前者よりも高くし、有子者であれば、其兒女の數に依つて、更に高くするのである。吾人は今日免除點を獨身者に對して百五十磅以上に、兒女を有しない既婚者に對して、二百五十磅以上に引上げることが正當と認めざるを得ない。是等の數字を提言するに就て、吾人は一方に納税力を考へ、又他の一方に小額の所得に就て、所得税を徵收する費用を顧み、社會に於ける正義の觀念に背反しては、如何なる租税も巧に施行されないと云ふ信念の下に斷定したのである。

前文に據れば、委員會の意見は甚だ折衷的であり、妥協的ではあるが、是れは戰後特に収入を必要とする財政上の事情から考へて、諒としなければならぬ。兎に角、生計最小必要費に要する所得に課税を免除する政策は戰後の今日に於ては、戰時中よりも、明瞭に適用され可き道理である。

納税者の人的狀況、其一、既婚者の所得

所得税をして負擔の公平な税たらしめるのは、課税の際に、納税者の人的狀況を

參酌して税額に等差を設けることが出来るからである。英國では始め課税の簡單を重んじて、人的狀況に就て深く斟酌する所はなかつた。千八百五十三年の法律で、生命保険料を所得の内から控除することを認め、た位が人的狀況を參酌した稀有の事例であつた。然し租税負擔の公平を重んずる思想が立法上に現はれるやうに爲つてから、英國の所得税法にも、人的狀況を參酌する規定を多くの點に於て、見ることゝ爲つた。現行法に於ける重なる規定は左の如くである。

(一) 所得八百磅以下の者に對しては、其扶養する十六歳以下の兒童一名に付き、二十五磅を控除し、所得八百磅以上一千磅以下の者に對しては、二名を超過する兒童に對し、一名に付き二十五磅を控除する。

(二) 納税者にして妻を有し、又自己若しくは妻の親戚を扶養するとき、其被扶養者が十六歳以下であるか、自活し得ざる者であるか、所得年額二十五磅以下の者である場合には、何れも一名に付き所得五十磅を控除する。

(三) 保険料に就ては、所得六分の一に達するまでを限度とし、納税者自身並に妻の保険料を控除する。

今回の委員會に於ては、右に述べた現行法の規定に種々の點に於て、修正を加へる説に接した。元來妻に關する寛典は千九百十八年に始まつたのであつて、始め控除額は二十五磅であつたが、翌年五十磅に引上げられた。而して此控除は納税者たる夫の所得が八百磅以下であるか、夫婦の所得を合せても、尙ほ八百磅以下である場合に限られる。又嫁が自己の親戚に當る婦人を家政管理人として同居させて居る場合には、家政婦の爲めに、五十磅の控除を許し、又未婚者が自分の母と同居し、又自分の費用で弟妹の世話をさせる爲めに、親戚の婦人を同居させて居れば、矢張り五十磅の控除をすることゝ爲つて居るのである。委員會に於ては、右の規定に對する改正として、左の如き諸案が提出された。

(a) 妻に關する寛典は今日以上に擴張され可きものであるばかりでなく、未婚者に認められた免除額に對して、或る正確な割合を保たせること。

(b) 妻に關する寛典は所得八百磅以下の者ばかりに限られ可きものでないこと。

(c) 家政管理者に關する寛典は納税者の親戚である者に限られないこと。

先づ(a)の點から考へると、現行法に於ては、獨身者の免税點は百三十磅であつて、

一方に既婚者の免稅點は百七十磅であるが、兩者は決して權衡の正しきを得たものと考へられない。兩者の間には百磅の差違を置く可きであつて、隨つて前者を百五十磅とすれば、後者を二百五十磅とするのを適當と考へる。(b)の點に就ては、委員會は上記の提案を承認したが、(c)の點に就ては、寬典を與へられ可き納稅者を以つて、嫁であつて、兒女を有する者、未婚者であつて、自己の弟妹を教養する爲めに、寡婦たる母若しくは親戚の婦人と同居して居る場合に限ることを主張したのである。

納稅者の人的狀況、其二、兒童並に他の從屬者

兒童を扶養する納稅者に對する寬典に就て、問題と爲るのは、第一寬典の金額、第二兒童の年齢に對する制限、第三寬典の認められる所得の範圍に外ならない。抑も兒童に關する寬典は千九百九年に始まつたもので、始めは一名に付き十磅の控除に止まつたが、千九百十四年には其倍額に、千九百十五年には二十五磅に上り、千九百十九年の財政法に於ては、長子に限り四十磅の控除を許すことゝ爲つた。兒童に對する寬典は租稅政策、社會政策並に人口政策の三方面から要求される。即

ち一家の家長が兒童を教養し、將來の社會的生活に堪へ得る人とするには、相當の費用を要し、費用を要するだけ、納稅力を薄弱ならしめる、而して社會政策から云へば、家長に負擔を軽くして、兒童教養に要する資力を與へるのは、社會改善の爲めに必要であり、又斯くして一國人口の増加を期し得るのである。隨つて斯る主張に鞏固なる根柢の存するのは、勿論であつて、委員會も從來の制度を是認した上に、更に一步を進め、勤勞所得を得る者に對しては、長子に四十磅、次子に三十磅の割合を以つて、財産所得を得る者に對して、其一割減を以つて、所得を控除し、尙ほ兒童自身の所得が如上の控除額を超過する場合には、寬典を廢することゝし、一方に右の控除を爲す所得の金額には何等の制限を付す可きものがないとした。

妻並に兒童は納稅者たる一家の家長に於て、彼等を扶養する法律上の義務が認められて居るので、此點から彼等に税法上寬典を與へなければならぬことゝ爲るが、一方に他の從屬者に對しては、如何なる處置を施すのが至當であらうか。曩に妻に對する税法上の寬典を述べる際に、妻に對する寬典に相關聯して、嫁であつて、親戚の婦人を家政管理人として同居させて居る場合と、未婚者であつて、自己の弟

妹の世話をさせる爲めに、寡婦である母又は他の親戚の婦人を同居させて居る場合とに於て、共に婦人に對して、妻と同格の寛典を與へることゝ爲つて居る。然らば一家に従屬して、家長の扶養を受ける親族に對しては、如何なる處置を取る可きものであるか。現行法では、納税者が老齡又は虛弱の爲めに、自活するを得ない自己又は妻の親戚を扶養して居る場合には、被扶養者一名に付き二十五磅の所得を控除することゝ爲つて居るが、之に對しては、納税者の所得で八百磅以下であり、被扶養者の所得が二十五磅以下であると云ふ二個の條件が備はらなければならぬ。委員會は此制度に就て、寛典として、所得の内から控除される金額の如何、八百磅以下の所得に限つて、控除すること並に被扶養者の所得二十五磅以下の者に限つて、控除を許すことの適否如何と云ふ點から、攻究して、結局(一)納税者が寡婦と爲つた母を扶養して居る場合には、其母が老齡でなく、虛弱でなくとも、寛典を與へ可きこと、(二)寛典の與へられる納税者の所得に八百磅以下と云ふような制限を置かないこと、(三)被扶養者の所得に関する制限は當然であるから、之に對しては、何等の變更を加へないことの三點を報告したのである。

納税者の人的狀況其三、保險料

納税者の支拂う生命保險料を所得の内から控除することを許す制度は十八世紀末始めて所得稅法の制定される際に、法律の一條項と爲り、一時廢止されたが、千八百五十三年グラッドストーンの藏相時代に復活することゝ爲つた。貯蓄される部分の所得に課税可きや、將た又免税可きやと云ふことは、一個の問題であるが、グラッドストーンは固く免税の可なることを信じ、且つ勤勞所得に課税を軽くする趣意で、生命保險料に限り、所得の六分の一を限度として、免税することゝし、以つて今日に至つたのである。然しながら租稅政策の純理から見れば、此免稅法に對しては、自ら議論なきを得ない。蓋し人が生命保險を契約して、年々保險料を支拂うのは、如何にも貯蓄を行うことに相違ないが、然も是れば多くある貯蓄の形態に過ぎない。然らば生命保險料拂込と云ふ貯蓄の形態だけに、課税免除の特典を與へて、他の貯蓄の形態を顧みないと云ふことは、國家の所爲として最も不公平であり、殊に不健康の爲めに、生命保險に加入することが出來ず、他の形態で貯蓄は勉めて居る人に取つて、甚だじき不公平を致すものとしなければならぬ。此點

から多年生命保険料に認められて居つた免税の特典を廢止するのが至當であると云ふ説もあつたが、是れは餘りに純理に偏した議論とせざるを得ない。生命保険に關する寛典で、貯蓄を奨励することは、最も簡單であり、又實行的でもあり、一方に所得税納税者の大多數は此貯蓄の形態を利用して居るので、最も廣く寛典を一般に及ぼし得る道理であつて、委員會も是等の理由から、生命保険料に對する寛典を繼續することを承認した。然し現行法に比較して、種々の改正を加へることを必要とし、大體左の如き提案を試みたのである。

(一)千九百十六年六月二十二日以後締結された保険契約に於ては、生命保険料に對する寛典は税率を半額とする形で行はれること。

(二)千九百十六年六月二十二日以前に締結された保険契約に於ては、所得一千鎊以下の者に在つては、税率を半額とし、所得一千鎊以上二千鎊以下の者に在つては、税率を四分の三とする形で、寛典を與へること。

ロオドベルトスの經濟學說補遺 (三、完)

小泉 信 三

十二

Rodbertus は進んで先づ孤立經濟に於ける資本に就て上記の四問に答へる。既に前説に説明した通り、孤立經濟に於ては人は有ゆる社會的關係から離れて直に外界自然に對立する。従て吾人は此處に全く社會的關係に制約せらるゝ事なき自然、的、生産行程を認識することが出来る。然らば此場合に資本は何を以て成るか。人は其欲望を満たす爲めに絶えず成る可く生産的に勞働しなければならぬ。然るに熟果の採取と云ふが如き最低度の生産行爲以外の場合に於ては人は欲望充足手段を作出する爲めには先づ道具と原料とを生産しなければならぬ。此の道具と原料とが(Rodbertus に従へば)資本であつて、それを以て、且つそれから造られた欲望充足手段は所得を形成するのである。別言すれば、資本：：は更に生産の